

★★生命共済制度の特色★★

1. この制度は、全組合員・賛助会員・役員・従業員のみなさまとご家族の生活保障を目的としています。
2. 病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障がいも保障します。
3. 簡単な手続きでご加入いただけます。(健康状態についての告知が必要です)
4. 掛金は取扱金融機関の口座より、自動的に振替えます。
5. 1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じたときは配当金としてお支払いします。(収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます)

● 保障内容 A～I型まで、ご自由にお選びいただけます。

保障内容	型	A型	B型	C型	D型	E型	F型	G型	H型	I型
イ 不慮の事故による 死亡・高度障がいのとき 〔死亡・高度障がい保険金 +災害保険金(障がい給付金) ※うち災害保険金(障がい給付金)〕		1,500 万円 ※500万円	1,400 万円 ※500万円	1,300 万円 ※500万円	1,150 万円 ※500万円	1,050 万円 ※500万円	900 万円 ※450万円	660 万円 ※330万円	440 万円 ※220万円	220 万円 ※110万円
ロ 病気による死亡・ 高度障がいのとき 〔死亡・高度障がい保険金〕		1,000 万円	900 万円	800 万円	650 万円	550 万円	450 万円	330 万円	220 万円	110 万円
ハ 不慮の事故で所定の 障がい状態になられたとき 〔障がい給付金(第2級～第6級)〕		程度により 50万円 \$ 350万円	程度により 50万円 \$ 350万円	程度により 50万円 \$ 350万円	程度により 50万円 \$ 350万円	程度により 50万円 \$ 350万円	程度により 45万円 \$ 315万円	程度により 33万円 \$ 231万円	程度により 22万円 \$ 154万円	程度により 11万円 \$ 77万円
ニ 不慮の事故で 5日以上入院されたとき (120日限度) 〔入院給付金〕		1日につき 7,500 円	1日につき 7,500 円	1日につき 7,500 円	1日につき 7,500 円	1日につき 7,500 円	1日につき 6,750 円	1日につき 4,950 円	1日につき 3,300 円	1日につき 1,650 円

- (注) (1) 上記イは、保険期間中に、効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡・高度障がい状態となられたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
- (2) 上記ロは、保険期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により保険期間中に高度障がい状態となられたときにお支払いします。
- (3) 上記ハは、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に6ページの<別表>障がい給付金給付割合表の第2級～第6級のいずれかに該当されたときにお支払いします。
- (4) 上記ニは、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外の医療施設に5日以上入院されたときにお支払いします。なお、入院給付金のお支払いは同一の不慮の事故について通算して120日分が限度となります。
- (5) ご加入は、お1人につきA型(病気死亡保険金 1,000万円)に表示の保障額が限度です。(超過部分は無効です)

※「高度障がい状態」とは、<別表>障がい給付金給付割合表の第1級に該当する場合をいいます。

※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。

※「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕(ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)

